

6 利用者の負担について



介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

第8期事業計画概要版

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払いますが、自己負担が大きくなった時や、所得の低い方には負担を軽減する仕組みがあります。

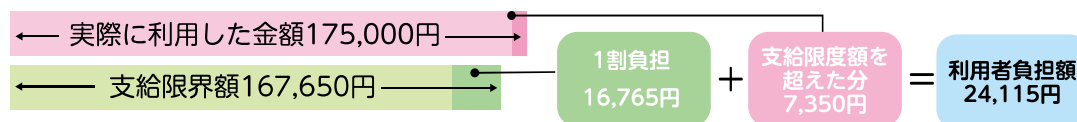
◆介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます。

要支援1・2、要介護1～5と認定された方には、それぞれ月々に利用できる金額に上限が設けられます。限度額の範囲内でサービスを利用した時は1割～3割の自己負担になり、限度額を超えてサービスを利用した時は、超えた額が全額自己負担になります。

【在宅サービスの費用】

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

例 要介護1（1割負担）の方が、17万5,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は



支給限度額が適用されないケース

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

6

●施設サービスの費用

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割のほかに、食費・居住費等・日常生活費が利用者の負担になります。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

基準費用額 施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

- 食費：1,392円（令和3年8月から1,445円） **令和3年8月から 基準費用額のうち食費が変わります。**
- 居住費等：ユニット型個室……………2,006円
 ユニット型個室的多床室……………1,668円
 従来型個室……………1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）
 多床室……………377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）

低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

負担限度額（1日につき） **令和3年8月から 第3段階が細分化され、負担限度額のうち食費が一部変わります。**

令和3年7月まで

利用者負担段階	食費の負担限度額	居住費等の負担限度額			
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

令和3年8月から

利用者負担段階	食費の負担限度額		居住費等の負担限度額			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。



①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

②について、令和3年8月から預貯金等の金額が利用者負担段階別になります。

住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が

- 第1段階：単身 1,000万円、夫婦 2,000万円を超える場合
- 第2段階：単身 650万円、夫婦 1,650万円を超える場合
- 第3段階①：単身 550万円、夫婦 1,550万円を超える場合
- 第3段階②：単身 500万円、夫婦 1,500万円を超える場合

利用者の負担について



介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

第8期事業計画概要版

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

◆1ヶ月の利用者負担の上限

利用者負担段階区分			上限額（世帯合計）
	令和3年7月までの上限額（世帯合計）	令和3年8月からの上限額（世帯合計）	
●現役並み所得者	44,400円 →	世帯収入が1,160万円以上	140,100円
		世帯収入が770万円以上1,160万円未満	93,000円
		世帯収入が383万円以上770万円未満	44,400円
●一般世帯			44,400円
●住民税非課税世帯			24,600円
●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者			15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合			15,000円(個人) 15,000円

●介護保険と医療保険の支払いが高額になった時の負担軽減

介護保険と医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

所得	1か月の支給限度額	所得	1か月の支給限度額
901万円超	2,120,000円	現役並み所得者(690万円以上)	2,120,000円
600万円超901万円以下	1,410,000円	現役並み所得者(380万円以上690万円未満)	1,410,000円
210万円超600万円以下	670,000円	現役並み所得者(145万円以上380万円未満)	670,000円
210万円以下	600,000円	一般(市区町民税課税世帯の方)	560,000円
市町村民税非課税世帯	340,000円	低所得者(市区町民税非課税世帯の方)	310,000円
		世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	190,000円

低所得者の障がい者の方のための負担軽減

一定の要件を満たした方が障がい福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担が軽減されます。

【要件】

- ①介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス（居宅介護、生活介護等）に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
- ②障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（訪問介護、通所介護）を利用する方
- ③障害支援区分2以上であった方
- ④市区町村民税非課税者又は生活保護世帯の方
- ⑤65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方